

第2 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

1 現在、審議中の相模原市人権施策審議会において日本国憲法(前文・第1条)の国民主権の原理に反する状態を解消するための是正措置。

2 外国人委員に支払った費用 *37,800* 円は日本国憲法(前文・第1条)国民主権に反する違憲違法の支出であるとして相模原市に返還する措置。

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする。

事実証明書

証拠1番 相模原市人権施策審議会(第4回)委員名簿

証拠2番 委員報酬

証拠3番 川崎市で提出された住民監査請求書

添付書類

事実証明書の写し 各1通